

## 徳島県情報公開・個人情報保護審査会答申第14号

### 第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

### 第2 諮問事案の概要

#### 1 公文書公開請求

平成29年12月26日、審査請求人は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「1. 県（評価検査課から〇〇部〇〇部〇〇）に、〇〇土地改良区（事前検査）に関するFAXされた書類と、11月の通信記録書類（出入全部）（以下「請求①」という。） 2. 監察課より〇〇に対して、聞き取り事前検査情報を流した件。それに対する伺い報告書（以下「請求②」という）（〇〇部〇〇、評価検査課）」の公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

#### 2 実施機関の決定

平成30年1月9日、実施機関は、本件請求に対して「当該公文書は作成又は取得しておらず、不存在であるため」を理由とする公文書公開請求拒否決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

#### 3 審査請求

平成30年1月12日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して、審査請求を行った。

#### 4 諮問

令和2年3月4日、実施機関は、徳島県情報公開審査会（現徳島県情報公開・個人情報保護審査会。以下「当審査会」という。）に対して、当該審査請求につき諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

### 第3 審査請求人の主張要旨

#### 1 審査請求の趣旨

あきらかに違法であり速やかな開示を求める。

#### 2 審査請求の理由

県は、あるべき書類を部分公開制限するのは可笑しい。県の枉法行為を確認した為。

#### 3 審査請求の補正

県のFAX（通信記録）と県の聞き取りの件。

本来あるべき書類。〇〇が聞き取りしたと回答。又、〇〇がFAXできたと話した経緯の中でその場で〇〇に流したと回答している。又、土地改良区で（〇〇総代）が事前検査の情報メールで流して来たものがある。

#### 4 審査請求の再補正

1. 平成30年1月22日付け評第285号の補正命令

2. 平成30年1月26日付け審査請求書の補正について県は「県職員に対して聞き取りをした」と回答。それら聞き取りした情報は本来記録として残すから「あるべき書類」とか「あきらかに違法」と記載する。

2(2). 評第286号（H30年1月22日付け）と訂正する

#### 第4 実施機関の説明要旨

審査請求人が公開を求めている「評価検査課から県〇〇部総合県民局〇〇部〇〇に対し、〇〇土地改良区の事前検査に関するファクシミリ送信した書類」については、そのような事実はなく、書類自体が存在しない。

「ファクシミリ送信の11月分通信記録書類」については、前述のとおり事前検査に関し、ファクシミリ送信した事実がないため、記録も存在しない。

「〇〇に対して、事前検査情報を流したとされる件について聞き取りを行った伺い報告書」については、報告書を作成しておらず、文書が存在しない。

なお、実施機関における公文書の作成については、平成28年9月1日付け徳島県個人情報保護審査会答申第40号及び第41号において、「実施機関における公文書の作成について、徳島県公文書管理規則（平成13年徳島県規則第73号）第5条は、『原則として、意思決定に当たっては文書を作成して行わなければならない。』と定めているが、一般に協議した内容を報告する場合、協議内容の報告自体は意思決定そのものではないことから、必ずしも文書を作成する義務はない。」としている。

#### 第5 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

| 年 月 日                  | 内 容 |
|------------------------|-----|
| 令和2年3月4日               | 諮問  |
| 令和5年9月21日<br>第2部会（第4回） | 審議  |
| 同 年10月26日<br>第2部会（第5回） | 審議  |

## 第6 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

### 1 本件公文書について

実施機関は、本件請求の対象である請求①及び請求②に関する公文書について、ともに請求日時点において、これを作成又は取得しておらず、不存在であると主張している。以下、公文書の保有の有無について検討する。

### 2 請求①及び請求②の公文書の保有の有無について

実施機関は弁明書にて、請求①について、事前検査に関し、ファクシミリ送信した事実がないため、記録も存在しないと主張している。また、請求②については報告書を作成しておらず、文書が存在しないと主張している。

実施機関の組織・権限に関する規程等を確認したところ、県〇〇部総合県民局〇〇部〇〇が所掌している事務に国庫補助事業などの農地に関するものや土地改良区を行う事業に関する事務があることは見受けられるが、評価検査課が行う農林水産団体の事前検査に関する事務はなかった。

よって、〇〇部総合県民局〇〇部〇〇は評価検査課の行う事前検査に関する事務を所掌していない。また、評価検査課から事前検査の情報を伝達する特別な事情があるとは認められないことから、請求①の公文書を保有していないとする実施機関の主張に特に不合理な点は認められない。

請求②は監察課から評価検査課が受けた調査についての請求ではなく、〇〇部の担当職員に関するものである。評価検査課は〇〇部総合県民局〇〇部〇〇が所管する事務を所掌していないため、仮に県〇〇部総合県民局〇〇部〇〇の〇〇が監察課から調査を受けており報告書を作成していたとしても、報告を受ける立場にないことから、請求②の公文書を保有していないとする実施機関の主張に特に不合理な点は認められない。

### 3 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

徳島県情報公開・個人情報保護審査会第2部会委員名簿（50音順）

| 氏 名    | 職 業 等                | 備 考 |
|--------|----------------------|-----|
| 綾野 隆文  | 弁護士                  |     |
| 岩田 晴美  | 四国大学生生活科学部教授         |     |
| 小田切 康彦 | 徳島大学大学院社会産業理工学研究部准教授 | 部会長 |
| 榊本 久実  | 税理士                  |     |